

## 糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”開設記念商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”（以下「いとネット」という。）の会員登録を促進するとともに、消費の喚起を促し、地域経済の活性化を図るために実施する糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”開設記念商品券事業（以下「商品券事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 商品券事業の運営、管理等は、糸島市が行う。

(実施期間)

第3条 商品券事業の実施期間は、平成27年9月1日から平成28年3月31日までとする。

(発行総額)

第4条 糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”開設記念商品券（以下「商品券」という。）の発行総額は、1,650万円とする。

(商品券の種類)

第5条 発行する商品券は、500円券6枚を1セットとし、5,500セット発行する。

(配布対象者)

第6条 商品券の配布対象者は、別に定める糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”利用規約第2条で規定する特別会員のうち、登録順に先着3,500人及び同条に規定する一般会員のうち、登録順に先着2,000人とする。

(商品券の配布方法)

第7条 商品券は、別に定める糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”利用規約第3条に規定する登録の手続きで登録した住所へ郵送することにより配布する。

(配布の制限)

第8条 商品券の配布は、1人につき1回までとする。

(配布期間)

第9条 商品券の配布期間は、平成27年9月1日から平成28年1月31日までとする。ただし、発行総額に達したときは、その時点をもって終了する。

(利用期間)

第10条 商品券の利用期間は、平成27年9月1日から平成28年2月29日までとし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用方法)

第11条 特別会員及び一般会員（以下「会員」という。）は、商品券を利用できる民間事業者（以下「利用事業者」という。）の商品、サービス等を購入する場合に、購入総額の3分の1以内で商品券を利用することができる。

(利用制限)

第12条 次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、商品券の利用対象外とする。

- (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い。
- (2) 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの。
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- (4) 医療費の支払い。
- (5) ボートレース、パチンコ等の遊興娯楽費の支払い。
- (6) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の支払い。
- (7) 公共料金等の支払い。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関する支払い。
- (9) その他市及び利用事業者が指定するもの。

(商品券紛失等)

第13条 商品券の配布を受けた会員が、当該商品券を盗難、紛失等により滅失した場合、市は、商品券の再発行は行わない。

(商品券の破損等)

第14条 破損した商品券は、通し番号が確認でき、商品券全体の3分の2以上が残っていれば商品券とみなす。

(不正利用の損害)

第15条 市は、偽造等の不正利用により商品券事業に損失を受けたときは、不正利用者に対し、損害金を請求することができる。

(利用事業者)

第16条 利用事業者の対象となる者は、別に定める糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”協賛規約第5条の規定により、いとネットに協賛登録した協賛事業者で、商品券の取り扱いを希望するものとする。

(利用事業者の登録手続き)

第17条 利用事業者の登録を希望する協賛事業者は、糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”開設記念商品券取扱申請書（様式第1号）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の申請書の内容を確認し、利用事業者の要件を満たすときは、利用事業者として登録するものとする。

(利用事業者の責務)

第18条 利用事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、第12条に掲げたものを除き購入総額の3分の1以内で商品券を利用させること。

- (2) 市が配布する啓発用のポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 偽造等の不正使用が発覚した場合は、速やかに市に報告すること。
- (4) 市が本事業に関して行う調査等に協力すること。
- (5) 商品券の対象とならない商品等を独自に定める場合は、あらかじめ会員が認識できるようにその旨を明示すること。
- (6) 回収した商品券を他の事業所で使用しないこと。

(利用事業者の廃止手続き)

第19条 商品券の取り扱いを廃止する利用事業者は、糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”開設記念商品券取扱廃止届(様式第2号)(以下「廃止届」という。)を提出しなければならない。

(利用事業者の取り消し)

第20条 市は、利用事業者が次のいずれかに該当する場合は、利用事業者の登録を取り消す。

- (1) 第16条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により利用事業者の登録を受けたとき。
- (3) その他市が利用事業者として適当でないと認めたとき。

(利用事業者の抹消)

第21条 市は、利用事業者から廃止届が提出されたとき又は利用事業者の登録を取り消したときは、利用事業者の登録を抹消する。

2 市は、利用事業者が前条の各号に反する行為を行った場合は、利用事業者に対し、商品券の換金拒否、損害金の請求等を行うことができる。

(使用済商品券の紛失等)

第22条 利用事業者が、会員が使用した商品券(以下「使用済商品券」という。)を盗難、紛失等により滅失した場合、市は商品券の再発行は行わない。

(換金の申出)

第23条 利用事業者は、市に、使用済商品券の換金の申出を行わなければならない。

2 前項の換金を行う期間は、平成27年9月1日から平成28年3月4日までとする。

3 市は、前項の期間に利用事業者から換金の申出がない場合は、使用済商品券の換金は行わない。

(換金方法)

第24条 利用事業者は、糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”開設記念商品券換金依頼書(様式第3号)に、裏面に利用事業者名等を記入した使用済商品券を添えて、市へ提出しなければならない。

2 市は、前項の規定による申出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用済商品券の額に相当する金額を利用事業者を支払うものとする。

(庶務)

第25条 いとネットに関する事務は、企画部地域振興課において処理する。

(その他の事項)

第26条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この実施要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。